

答 申 第 5 5 号
令和元年6月24日

青森県公安委員会 御中

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 竹 本 真 紀

青森県個人情報保護条例第36条第1項の規定による諮問について（答申）

平成30年12月27日付け青公委第143号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

DV加害者と認定するに至ったインターネット上の書き込み等についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、対象となった保有個人情報を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求

審査請求人は、平成30年11月3日、実施機関に対して、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「私の代理人（略）に対して送付された、生企第136号・平成30年8月21日付「「ご連絡」に対する回答について」の「2 回答」の「①」の6行目ないし8行目に「インターネット上に、夫による妻の人格を否定するような書き込み等があり、妻の心身に影響を及ぼすような精神的暴力が認められたことから、夫をDV加害者と認定したことが確認され」との記載があるところ、私が行ったとされている前記の「夫による妻の人格を否定するような」「インターネット上」の「書き込み等」の具体的内容を示す一切の情報」について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）が条例第21条第1項第4号及び同項第8号に該当するとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年11月16日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年11月21日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分 of 取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由及び本件処分に対する意見は、審査請求書及び弁明書に対する反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における審査請求の理由

ア 不開示部分を黒塗りすることで一部開示できる。

イ 本件保有個人情報 は審査請求人自身が作成した文書であると推測され、本件処分は審査請求人の知る権利を著しく侵害している。

ウ 条例第21条第1項第8号に該当する理由は実存せず、理由が不明確である。

(2) 弁明書に対する反論書における本件処分に対する意見

本件開示請求の趣旨は、「私が行ったとされるインターネット上の書き込み」とは何かを問うものであり、DV加害者の判断基準や処理方針の開示を求めるものではない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書及び反論書に対する再弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件保有個人情報が記載された行政文書の特定について

本件保有個人情報が記載された行政文書（以下「本件行政文書」という。）は、警察官が、審査請求人以外の関係者からの供述に基づいて、審査請求人をDV加害者と認定するに至った具体的内容を記載した行政文書である。

本件行政文書は、審査請求人自身が作成した文書そのものではなく、本件保有個人情報が含まれる、審査請求人以外の個人情報に記載された文書である。

2 条例第21条第1項第4号該当性について

一般的に、警察がDV加害者を認定する際は、DV事案の当事者のほか、被害者及び加害者の肉親、友人、知人及び情報提供者（医療関係者等）などの供述内容等を総合的に勘案して判断するものである。

当該供述内容が第三者に開示されることとなれば、供述者が精神的負担を感じることに加え、人間関係に支障を来すなど、供述者の権利利益を害するおそれがあることから、供述内容が記載された文書の名称や作成時期等を含め、何人にも教示することはないものである。

本件行政文書は、審査請求人以外の関係者からの供述に基づいて作成された文書であり、審査請求人以外の個人に関する情報が当然に含まれていることから、これを開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第21条第1項第4号に該当すると判断した。

3 条例第21条第1項第8号該当性について

本件行政文書が第三者に開示されることとなれば、警察と関係者との信頼関係を損ねるだけでなく、関係者が供述内容を第三者に知られるのを恐れて供述をちゅうちょするなど、警察が行う業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件行政文書を開示することにより、警察がDV加害者を認定するうえでの判断基準、処理方針等が明らかとなり、今後の同種事案の処理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第21条第1項第8号に該当すると判断した。

4 条例第21条第2項非該当性について

本件行政文書は、およそその全てが関係者名及び当該関係者の発言に係る文言を再現する形式で記載されている。

これらの情報は、一連一体の心情の吐露としての性質を持つものといえ、よって、本件保有個人情報、全体として一体不可分の、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等であることから、条例第21条第2項の規定による部分開示をすることはできない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方及び判断の対象範囲について

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報の保護に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、個人

情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とするものであり（第1条）、実施機関は、条例で定める要件を満たした自己を本人とする保有個人情報の開示請求に対しては、第21条第1項各号に掲げる不開示情報のいずれかが記載されている場合を除き、原則として当該保有個人情報を開示しなければならない旨の条例上の義務を負うものである。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即して個別、具体的に判断するものである。

(2) 判断の対象とする保有個人情報の範囲について

実施機関は、不開示決定通知書に、本件行政文書の名称及び開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容を記載していないが、当審査会が本件行政文書を見分したところ、実施機関は、警察官が、審査請求人以外の関係者からの供述に基づいて審査請求人をDV加害者と認定するに至った具体的内容を記載した記述等を本件保有個人情報として特定し、当該特定部分には、インターネット上の書き込みに関する情報が含まれていることが認められた。

審査請求人は、反論書において、開示請求の趣旨を、「私が行ったとされるインターネット上の書き込み」とは何かを問うもの」と説明していることから、当審査会は、実施機関が本件保有個人情報として特定した情報のうち、インターネット上の書き込みに関する部分（以下「本件判断対象保有個人情報」という。）を判断の対象とする。

2 本件判断対象保有個人情報の不開示情報該当性について

審査請求人は、審査請求書において、本件保有個人情報が条例第21条第1項第8号に該当する理由は実存せず、理由が不明確である旨主張しているが、上記のとおり当審査会は本件判断対象保有個人情報を判断の対象とすることから、本件判断対象保有個人情報の同号該当性について検討する。

(1) 条例第21条第1項第8号の趣旨

ア 条例第21条第1項第8号は、県、国の機関等が行う事務又は事業であつて、当該事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。

イ これらは、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

ウ 本号に該当する情報には、これらの事務又は事業のほかにも、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれる。

(2) 条例第21条第1項第8号該当性

ア 実施機関の説明によると、本件判断対象保有個人情報、警察が、DV相談事案の解決を図るための警察活動の過程において、審査請求人以外の関係者の供述に基づいて入手した情報であるとのことであり、当該供述は、警察におけるDV相談業務という事務の性質から、秘匿されることを前提に行われたものと認められる。

このため、本件判断対象保有個人情報を公にすると、警察に対する信頼関係が損なわれるだけでなく、今後、同種の事案において、情報提供者等が警察に協力することをちゅうちょしたり、あるいは情報を提供しなくなるなど、警察業務の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあることが容易に推測できる。

イ したがって、本件判断対象保有個人情報は、条例第21条第1項第8号本文に該当する。

ウ なお、実施機関は同項第4号該当性についても主張しているが、同項第8号本文に該当すると認められる以上、同項第4号該当性については判断するまでもない。

3 部分開示について

次に、条例第21条第2項による部分開示の可否について検討すると、本件対象保有個人情報は全体として同条第1項第8号本文に規定する不開示情報であることから部分開示することはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおり、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月27日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成31年 1 月21日	・実施機関からの弁明書を受理した。
平成31年 2 月 8 日	・審査請求人からの反論書を受理した。
平成31年 3 月 1 日	・実施機関からの再弁明書を受理した。
平成31年 3 月15日 (第97回審査会)	・審査を行った。
平成31年 4 月19日 (第98回審査会)	・審査を行った。
令和元年 5 月17日 (第99回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

（令和元年 6 月 24 日現在）